

2 学校における取組

(1) いじめを許さない学校・学級経営

ア 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。(法第13条)

イ 校内いじめ対策委員会の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。(法第22条)

◆いじめ防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ対策委員会」を置く。

◆構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、人権主任、低・中・高学年ブロック代表教諭、養護教諭、その他必要に応じて関係教職員や専門家を加える。

◆「いじめ対策委員会」は毎月一回開催することを基本とする。なお、緊急に必要があるときはこの限りではない。

◆「いじめ対策委員会」では次のことを行う。

(1) 基本方針に基づく取り組みの実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正

(2) いじめの相談・通報の窓口

(3) 関係機関、専門機関との連携

(4) いじめの疑いや児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有

(5) いじめの疑いに係る情報に対して、関係する児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定

(6) 重大事態が疑われる事案が発生したときに、その原因がいじめにあるかどうかの判定

(7) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査

(8) 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進

(9) その他必要な事項

ウ いじめの未然防止

◆いじめは人権問題であり人間として絶対許されないという強い認識を持ち、人権尊重を基盤とした学校・学級経営に努める。また、いじめ問題は、ケースによっては犯罪行為となる場合もあることを認識し、解決に向けて毅然とした態度で臨むことが必要である。

- 1 いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に学校全体で対応する。
- 2 日常の教育活動等を通じ、コミュニケーションを大切にし児童生徒の理解に努め、深い信頼関係を築く。
- 3 揺るぎない善悪判断の基準、確固たる社会規範のもと、正義の行き渡る集団を形成していく。
- 4 児童生徒の相談事や悩み事はいつでも聴く姿勢を示し、どんな些細なことでも気軽に相談でき、受け止める環境を構築する。
- 5 いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについての教職員間の共通理解を図る。
- 6 人権侵害を見抜く力や子どもが発しているサインを見逃さない鋭い人権感覚を持って、学校・学級経営に当たる。
- 7 学校生活や教育活動において児童生徒が、成就感、達成感、満足感を持てるよう、取組内容を充実させる。
- 8 教職員の資質能力の向上、人権意識の向上を図る校内研修等の取組を推進する。
- 9 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、家庭や地域へ積極的に公表し 保護者や地域住民の理解と信頼を構築するよう努力する。
- 10 家庭の様子や、児童間の人間関係等により、加害児童になる可能性のある子への支援をし、いじめを未然に防ぐ。

エ 適切な教育指導

◆いじめは人権問題であり人間として絶対許されないという強い認識を持ち、人権尊重を基盤とした教育指導を進める。

- 1 個を大切にし、お互いを思いやり、尊重し、自分や人の生命や人権を大切にする指導等の更なる充実を図る。
- 2 はやし立てたり傍観したりする行為もいじめ行為と同様に許されない行為であることの認識を徹底する。
- 3 いじめを大人に伝えることは、いじめ防止につながる行為であるという認識を徹底する。
- 4 それぞれの指導・活動場面において、いじめに係わる問題に関する指導を徹底する。
- 5 児童生徒への幅広い生活体験や社会性のかん養、豊かな情操を培う活動を積極的に推進する。
- 6 児童生徒への教職員の言動及び対応にかかわっては、当該児童生徒を傷つけたり、他児童生徒によるいじめを助長したりすることのないように細心の注意を払う。
- 7 思いやりの心を育て、自分や人の生命や人権を大切にする道徳教育や心の教育を充実させる。
- 8 特別活動・学校行事、児童会活動等を通して好ましい人間関係の構築、学級の連帯感の高揚を図る。

オ 家庭・地域社会との連携

- 1 いじめへの対処方針、指導計画等の情報は日頃から積極的に公表し、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、保護者等の理解や緊密な連携協力を図る。
- 2 いじめの問題については大小に関わらず、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、相互に情報交換し、適切な連携を図る。
- 3 いじめに関して寄せられる情報に対し誠意ある対応に心がけ、保護者からの訴えには謙虚に耳を傾け、関係者全員で取り組む。
- 4 日ごろから、児童生徒の様子等について情報を交流する等、家庭との連絡、連携を図る。
- 5 学校と保護者や地域代表との意見交換の機会の設定、PTAと学校との連絡協議の場を確保する。
- 6 「いじめは重大な人権侵害である」という認識に立ち、いじめ問題について理解や協力を得るために、学習会や研修会の実施、学校だよりでの啓発や、人権週間の取組の充実や継続等、いじめ防止啓発活動に取り組む。
- 7 保護者と子どもの共同体験の機会や、家庭の教育機能の充実が図れるよう支援していく。
- 8 インターネットや携帯電話等を使うルールづくり等、家庭内での話し合いや指導の重要性について理解と協力を得られるように努める。

カ 保護者との連携

ポイント

◆子どものサインを見逃さず、早く気づいて、対応することが大切です。

- 1 いじめは学校の中だけの問題ではありません。学校外やインターネットを利用したの誹謗中傷など大人が気づきにくい「いじめ」が潜在化している可能性があるので注意してください。
- 2 いじめられている子どもだけではなく、いじている子どもやそばで見ている子どもがサインを出していることもあるので注意してください。おかしいと感じたら学校や相談機関に相談してください。
- 3 子どもの気持ちに寄り添った素早い対応をお願いします。
- 4 自分たちだけで解決しようとしたり、いじめられている子どもを励ますだけでは解決が遅れ、いじめがより潜在化するなど深刻な事態になることもあるので注意してください。
- 5 いじめの根絶や未然防止をめざして、家庭でもできることを行うことが大切です。
 - ・命の大切さや自他を思いやるやさしい気持ちを育てるようにしてください。
 - ・よいこと、悪いことの判断ができるよう、家庭でも子どもと一緒に考えたり話をする時間を持ってください。

キ 子どもとして

- 1 いじめの根絶に向けては、児童生徒がいじめを自らの課題ととらえ、主体的に取り組むことが大切です。そのために、いじめを許さないという強い気持ちを持ち、自分たちでいじめをなくしていこうという意識を高めるための取組や、みんなが楽しく過ごせる学校にするための取組を児童会などが中心になり、学校全体で進めていくことが大切です。



(2) 早期発見・早期対応

ア 早期発見

ポイント

◆日常の教育活動・学校生活等において人間的な関わりを通し、個々の児童生徒の良さを見つけ、認め、伸ばすことを大切にし、児童生徒との深い信頼関係を築く。

- 1 鋭い人権意識を持って、日常的な行動観察を行う。
 - (1) 教師は気づきの力を磨くとともに、日ごろから、児童生徒の生活実態の把握に努め、チェックリストなども活用し、児童生徒が発する危険信号を見逃さない。
 - (2) 児童生徒の仲間意識や人間関係の変化に注意し、種々の問題行動の奥にいじめが潜んでいないか留意する。（訴えの強弱や主張の隔たりに左右されず客観的に対応する。）
- 2 生活ノートや日記等を活用する。

児童生徒の生活ノートや日記により、児童生徒の生活状況や気持ちの理解に努める。
- 3 アンケート・生活実態調査、個人懇談等を実施する。

定期的な実施により、個々の悩みや困っていること等の実態把握に努め、問題を発見したときには、いち早く対応する。
- 4 教育相談機能を充実する。

学校内の専門家（養護教諭、スクールカウンセラー等）との連携及び学校等による相談機能を充実させ、児童生徒の悩み並びに保護者の悩みを積極的に受け止める体制を整える。
- 5 子ども、保護者、地域からの訴えを謙虚に受け止める。
- 6 児童生徒に関しての情報交換を日常的に行う。

いじめ？

イ 早期対応

迷わずすぐ、教育委員会に報告！！
対応についての協議、支援、指導

- 1 校長のリーダーシップのもと、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、いかなる時も教職員は、一人で抱え込むことなく、校内いじめ対策委員会を中心に、学校全体で組織的に対応する。
- 2 事実関係の把握は、複数の者で正確かつ迅速に行う。
- 3 事実関係の聴き取りは、被害者、被害者の周囲にいる者、加害者、加害者の周囲にいる者等、分けて行う。
- 4 聴取や把握の内容、対応の経過等の記録をとり、教育委員会への報告・連絡・相談を円滑に行い、緊密な連携を図る。
- 5 保護者、関係機関等と適切な連携を図る。
- 6 保護者からの訴えを受けた場合、まずは謙虚に耳を傾ける。
- 7 いじめ事象が発覚した際には、個人情報取り扱い等に留意しつつ、正確な情報公開、説明責任を果たすよう対応する。

(3) いじめへの具体的対応

ア いじめ被害者への対応

ポイント
◆本人との信頼関係を構築することが基本

- 1 安全確保、訴えへの傾聴、全力で守り通す姿勢で対応し安心感を与える。
(心のケア、親身な対応、秘密厳守)
- 2 いじめが解決したと見られる場合でも、十分な注意と必要な指導を継続する。
- 3 自尊感情の向上、自己肯定感、自己理解、課題克服、自立への支援、人間関係の改善充実に向け支援する。
- 4 就学すべき学校の指定変更、区域外通学の認可措置については、保護者の希望に応じて配慮する。

いじめの解消について

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- 1 いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間（少なくとも3か月）継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者又はいじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- 2 いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。心身の苦痛を感じていないかどうかを児童生徒及び必要に応じて保護者との面談等により確認する必要がある。

イ 被害者の保護者への対応

- 1 保護者の不安、怒りを真摯に受け止め、教師と保護者のいじめに対する認識のズレにより、問題を複雑化しないようにする。
- 2 いじめの事実を正確に伝え、被害者を絶対を守るという学校の姿勢を示し、取組方針を具体的に伝え理解を得る。
- 3 学校への要望や批判を謙虚に受け止め、改善を図ることができるように努める。
- 4 家庭との連絡を密にする。

ウ いじめ加害者への指導・措置

- 1 事実確認を行い、事実をきちんと認識させる。
- 2 被害者のつらさ、心の傷に気付かせながらねばり強く指導する。
- 3 いじめは人権侵害であり、絶対に許すことのできない行為だったことを理解できるよう指導する。
- 4 一定期間、特別の指導計画による指導を行う。
- 5 場合によっては、警察及び関係機関等との連携を行う。
- 6 加害児童の内面の理解と心のケアに努める。

エ 加害者の保護者への対応

- 1 自分の子どもが起こした問題についての理解が得られるように、いじめの事実を冷静かつ正確に伝え、学校の取組方針を伝える。
- 2 いじめは絶対に許されるものではないという毅然とした姿勢で臨む。
- 3 保護者としての責任の果たし方について学校も協力して考え、本人の立ち直りを目指していく。
- 4 自分の子どもの責任を十分認識させ、被害者に適切な対応がなされるように促す。

オ いじめ観衆・傍観者への対応

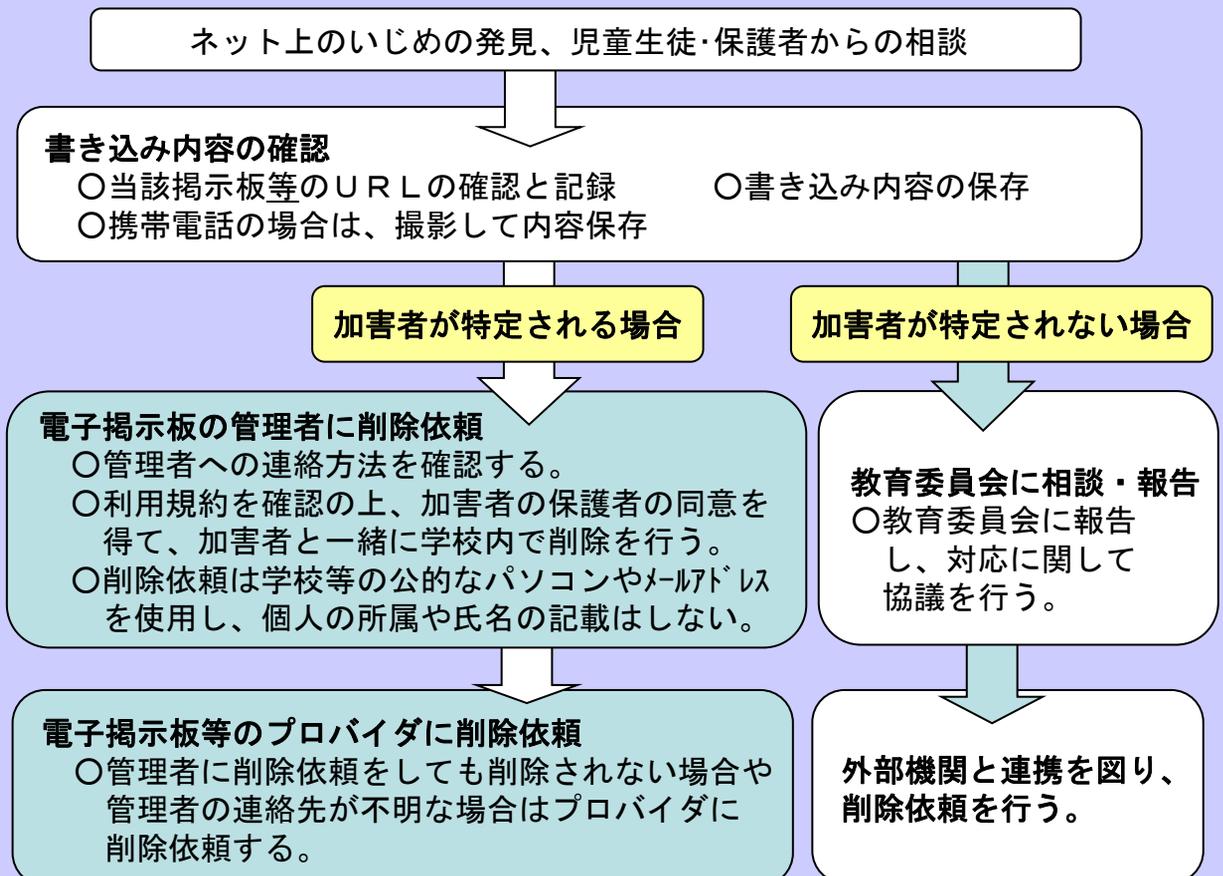
- 1 状況聴取の上、いじめの有無を確認し、他人事ではなく自分の問題として自覚させる。
- 2 いじめは人権侵害であり、絶対に許すことのできない行為であることの徹底した指導を行うとともに、教師の毅然とした姿勢を示す。
- 3 観衆（いじめを強化する存在）・傍観者（いじめを支持する存在）も加害者と同様との認識に気づかせる。
- 4 いじめは学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- 5 情報提供した児童生徒が、その後、情報元を特定され、そのことを責められたり次のいじめの対象とならないように、堅く秘密を守る。

カ ネット上のいじめ対応

◇「ネット上のいじめ」の特徴

- 1 不特定多数の者から特定の子どもに対する誹謗・中傷が絶え間なく集中的に行われ、被害が短期間に深刻なものとなる。
- 2 インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、簡単に加害者にも被害者にもなってしまう。
- 3 情報の収集や加工が容易にできることから、個人情報や画像がインターネットを通じて流出し、悪用されやすい。
- 4 一度流出した情報は、回収することが困難となり、不特定多数のものからアクセスされる危険性がある。
- 5 保護者や教師など周囲の大人が、子どもの携帯電話等の利用状況を把握できず、パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメール等を利用したいじめについては、より大人の目に触れにくいいため、発見は極めて難しく、その実態を把握し効果的な対策を講じることが困難である。

◇電子掲示板等への誹謗・中傷等への対応



* 以上の手続きでも削除されない場合は、警察や法務局に相談する。

電子掲示板等での被害を防ぐために 児童生徒への指導のポイント

- 1 電子掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことはいじめであり、決して許される行為ではないことをしっかりと認識させる。
- 2 書き込みが悪質な場合は犯罪となり、警察に検挙される場合もあることや、電子掲示板への書き込みが原因で傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあることを認識させる。
- 3 電子掲示板を含めインターネットを利用する際、利用のマナーを厳守することを指導する。

電子掲示板等での被害を防ぐために 学校・家庭で心がけること

< 4 つ の 観 点 >

- ①理解促進・実態把握
- ②情報モラル教育の充実とルールの徹底
- ③未然防止・早期発見・早期対応
- ④いじめられた子ども等へのケア

1 家庭では

- (1) 携帯電話やインターネットのメディア特性等をしっかり学び理解を深める。
- (2) 子どもの携帯電話やインターネットの利用状況を把握する。
- (3) 携帯電話の必要性・危険性についてしっかり話し合う。持たせる場合は家庭内のルールを決め徹底する。フィルタリングの設定をする。

2 学校では

- (1) 携帯電話やインターネットのメディア特性等をしっかり学び理解を深める。
- (2) 子どもの携帯電話やインターネットの利用状況を把握する。
- (3) 情報モラルの指導をより一層充実する。
- (4) 基本、学校には持ち込まないことも含め、学校での携帯電話の取り扱いに関するルールを策定し徹底する。
- (5) 家庭に対し、情報モラルについてしっかり話し合うことを啓発する。

3 未然防止・早期発見・早期対応

- (1) 子どもが発する危険信号に十分留意し、把握するように努め、未然防止・早期発見のため、学校、保護者、地域の方々が連携を図り、学校非公式サイト等の巡回・閲覧活動に協力、実施していくことが重要である。
- (2) 学校は、誹謗・中傷を発見した場合には、被害児童生徒や保護者に対して迅速かつ適切に対応する。被害児童生徒へのきめ細やかなケアを保護者と連携して行うとともに、日頃から校内の相談体制の整備を図る。

キ マスコミ等への対応

基本的な考え方

マスコミ等への対応の基本は、市民に説明責任を果たすことであり、また、市民の疑問や不安に応えることである。教育委員会・学校は、その説明責任の義務を負っているということを自覚し、対応することが基本である。

- ◆ 聞かれたことについて、事実を正確に答える。
- ◆ 事象についての正確な情報の把握・分析・管理の一元化を図る。
- ◆ 取材内容については、教職員の共通理解を図る。
- ◆ 教育委員会と相談し対応する。

取材及び記者会見等での留意点

- 1 市民に対して、説明責任を負っていることを自覚する必要がある。説明内容をよく吟味し、分かりやすい説明を行う。
- 2 児童生徒を混乱させないこと等、児童生徒の学習環境の確保に努める。
- 3 保護者・地域社会に学校に対する不信感を招かないよう、説明の時期・説明の場を用意する。
- 4 教職員にマスコミへの公表内容と取材への基本姿勢を徹底する。
- 5 学校・教育委員会が、マスコミに情報提供する場合は、同じ内容、同じ時期に提供する。
- 6 資料の公開については、教育委員会等と事前に十分調整する。
- 7 確実な事実のみを伝えることとし、あいまいな事や憶測では答えない。
- 8 人権や個人情報の取扱いについては、十分留意する。
- 9 失言や間違った情報を提供した場合は、誠実に謝罪・訂正する。
- 10 マスコミ報道が沈静化しても、事象の解決とは捉えない。

マスコミ対応 緊急時（例）

